

令和7年度 鴨川市健康づくり推進協議会 第1回会議

日時 令和7年8月27日(水) 午後3時から

場所 鴨川市総合保健福祉会館(ふれあいセンター)
2階 コミュニティホール

【出席者】

(委員)

医療法人鉄蕉会亀田総合病院 リハビリテーション事業管理部長	村永信吾(会長)
医療法人明星会理事長	金井重人(副会長)
安房歯科医師会鴨川支部 のぞみ歯科医院	川崎淳
医療法人鉄蕉会亀田総合病院 看護部長	渡邊八重子
鴨川市食育推進協議会 会長	谷地睦子
鴨川オーシャンスポーツクラブ 会長	唐鎌武則
鴨川市内小中学校長会 会長	石井聖一郎(東条小学校学校長)

【欠席者】 なし

【オブザーバー】

鴨川地域保健センター 副センター長 野澤憲子

【関係職員】

1) 市民福祉部

部長 鈴木克己

市民生活課 課長 山口紀子

福祉課 課長 四宮俊英

課長補佐 渡邊賢次

子ども支援課 課長 嶋津延枝

子ども家庭センター センター長 鈴木卓

主査 鎌田智佳子、保健師 吉野礼華

保健師 橋本桃香

健康推進課 介護保険係長 石井和美

福祉総合相談センター 主査 福山智子

2) 教育委員会

学校教育課 課長 谷智恵

【事務局】

市民福祉部長 鈴木克己

健康推進課 課長 長幡祐自、課長補佐 石渡一光

保健予防係 係長 高橋誠、主査 池田貴子、保健師 笹子洋子

保健師 田中有里、保健師 野中詩菜、保健師 仁田山笑 保健師 山口恵子

【傍聴人】 0名

＜次 第＞

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 あいさつ
- 4 会長及び副会長の選出
- 5 議件
 - (1) 第4期鴨川市健康福祉推進計画の策定について【資料1】【資料1－2】【資料1－3】
【資料1－4】【資料1－5】
 - (2) 令和6年度保健事業実施結果について【資料2】【資料2－2】
 - (3) 令和7年度保健事業実施状況について【資料2】
- 6 そ の 他
 - 第1回合同会議及び第2回会議 令和7年10月22日（水） 鴨川市ふれあいセンター
 - (1) 地域福祉推進会議との第1回合同会議 午後1時30分 2階コミュニティホール
 - (2) 第2回健康づくり推進協議会 午後3時 2階コミュニティホール
- 7 閉会

〈会議要旨〉

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 あいさつ

市民福祉部長：本日は、令和7年度鴨川市健康づくり推進協議会第1回会議を開催しましたところ、ご多用の中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。日ごろから委員の皆さま方には健康福祉行政に対し、深いご理解とご協力を賜っておりますこと、心から感謝申し上げます。また、ただ今、任期満了に伴い、委嘱状の交付をさせていただきました。交付にあたり、皆さま方にはご快諾いただきましたこと、重ねてお礼申し上げます。

さて、本日は、次第にあるとおり、会長、副会長を選任したのち、令和6年度の事業の実施結果並びに令和7年度の重点施策の報告等、また、本年度は第4期鴨川市健康福祉推進計画の策定年度となっており、これについての議題を挙げています。詳しくはこの後、担当より説明しますが、健康福祉推進計画については、令和8年度から令和12年度までの5か年を計画期間として、本年度1年間をかけて策定する予定となっております。例年に比べて会議の開催回数が増えることとなり、委員の皆さまのご負担もあるかと存じますが、市民の健康福祉の向上・増進のため、委員の皆さま方からさまざまな専門的な見地から忌憚のないご意見を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

4 会長及び副会長の選出

事務局：鴨川市附属機関設置条例第4条第2項の規定により、会長及び副会長は委員の互選により定めることとされていますが、いかがいたしましょうか。

（事務局一任の声あり）

事務局：事務局一任という声を頂戴しましたので、事務局から選出の提案をさせていただきます。

事務局：会長に村永委員、副会長に金井委員を提案させていただきます。

（異議なし）

事務局：ただ今の提案については、ご異議がないものと認め、会長に村永委員、副会長に金井委員をそれぞれ選任させていただきます。

それでは、議件に入らせていただきますが、鴨川市附属機関設置条例第5条第1項の規定により、会長が会議の議長を務めることとされておりますので、村永会長に議長役をお願いしたいと思います。村永会長、よろしくお願いいたします。

村永会長：改めまして、議長の村永です。どうぞよろしくお願いいたします。円滑な議事進行に皆さまの協力をよろしくお願いいたします。

それでは、はじめに本会議の議事録署名人を指名します。唐鎌委員にお願いできますでしょうか。

唐鎌委員：よろしくお願いいたします。

村永会長：唐鎌委員、よろしくお願いいたします。それでは、次第に基づいて議事を進めます。

5 議件

（1）第4期鴨川市健康福祉推進計画の策定について

【資料1】【資料1－2】【資料1－3】【資料1－4】【資料1－5】

事務局：資料1『『鴨川市健康福祉推進計画』策定にあたって』に沿って説明します。本日は、健康増進分野について説明します。一体として策定する地域福祉分野については、後ほど、資料をお読みください。

1 ページ、「1 計画の位置づけ」から説明します。鴨川市健康福祉推進計画については、社会福祉法に基づく地域福祉計画と、健康増進法第8条に基づく健康増進計画を一体として策定するもので、令和8年度から12年度の5年間の計画として、本市の健康福祉に関して、各種施策を総合的に推進する計画となります。策定に当たってはページ下の図のとおり、第3次鴨川市総合計画を上位計画として、まちづくりの基本理念や将来都市像、施策に掲げる目標を踏まえるとともに、本計画を高齢者や障害者、こどもなど、各計画の上位計画に位置づけ、それら関連計画との整合を図っていきます。また、本市の地域福祉の推進に当たって、より具体的な

活動・行動のあり方を定めた鴨川市社会福祉協議会が策定する「鴨川市地域福祉活動計画」を包含する方針です。このうち、健康増進計画については、令和7年度までの第3期計画と同様、「市町村食育推進計画」、「市町村自殺予防対策計画」を含み、いろいろな各種計画とも連動を図りながら策定する形になっていきます。

続いて2ページ、計画策定に伴い、健康増進に関わる国や県の動向について説明します。資料に示されている表のとおり、国、県ともに各分野で新たな方針や基本計画が策定されています。時間の制約もありますので、1つ1つの詳細な説明は省かせていただきます。

策定に対し、大きく影響するところでは、令和5年に「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針の全部を改正する件（新基本方針）」が告示されました。この新基本方針は、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向け、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な事項を示し、令和6年度から令和17年度までを期間として、「二十一世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本21（第三次）」）を推進するものとなっています。この「健康日本21（第三次）」では、人生100年時代を迎え、社会が多様化する中で各人の健康課題も多様化しており、健康寿命が着実に延伸している中で、生活習慣の改善を含め、個人の行動と健康状態の改善を促すこととし、「誰一人取り残さない健康づくり」と「より実効性をもつ取組」、この2つを推進することに重点を置いています。

この内容を受け、千葉県においても令和6年度から令和17年度までを期間とした「健康千葉21（第三次）」を策定しています。本計画の策定に当たっては、これらの国や県の動向を踏まえながら策定していく予定です。

「国の動向」と「県の動向」の表をご覧ください。「母子保健分野」については、国は「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」に基づく国民運動として、「健やか親子21」を掲げています。県としては令和7年度から「千葉県こども・若者みらいプラン」を策定しています。

3ページは「地域福祉分野」ですので、後で参考にお読みいただければと思います。

続いて、4ページをご覧ください。令和6年版の鴨川市統計書より、健康福祉の主な状況をお示ししています。これも参考でデータとしてお目通しいただければと思いますが、それに加えて、本日お配りした資料1-2、資料1-3を合わせてご覧ください。

資料1-2は、「鴨川市健康福祉推進計画策定のための市民アンケート調査の調査報告書」で、今後の地域福祉施策及び健康増進施策を検討するために、基礎資料として令和6年度中に実施しました。健康増進に関連する部分は、68ページからが健康、91ページからがかかりつけ医、93ページからは計画全体の各施策に対してのアンケート結果となっています。また、資料1-3は、同じく令和6年に実施した鴨川市まちづくりアンケートから健康福祉に関わる結果を抜粋したものです。これらの一連の統計情報については、時間の関係上、詳細の説明は省かせていただきます。今後の会議の際の参考として見ていただければと思います。

続いて、資料1の5ページをご覧ください。「4 計画の方向性」の「I）健康増進分野」について説明します。先ほど説明しました新基本方針は、市町村健康増進計画の策定に関する基本的な事項が定めてありますので、鴨川市の計画についても、この新基本方針と千葉県の健康増進計画である「健康千葉21（第三次）」を勘案して策定することになるかと思います。

この新基本方針では、いくつか重点とされるものが示されており、基本的な方向が4点出されています。1つ目が健康寿命の延伸と健康格差の縮小、2つ目が個人の行動と健康状態の改

善、3つ目が社会環境の質の向上、4つ目がライフコースへのアプローチを踏まえた健康づくりとなっています。幼少期からの生活習慣や健康状態は成長してからの健康状態に大きく影響を与えるとして、高齢期に至るまで健康を保持するためには、高齢者の健康をささえるだけではなく若年期からの取組が重要と、この基本方針では指摘されています。そのため、国の「健康日本21（第三次）」においては、健康な食環境や身体活動、運動を促す環境をはじめとする自然に健康になれる環境づくり、また、誰もがアクセスできる健康増進のための基盤の整備を行い、健康に関心の薄い者を含む幅広い対象に向けた健康づくりというものを掲げています。特に、先ほど4つの基本方向のところで説明しました「ライフコースアプローチ」というものが新たな言葉として示されています。この「ライフコースアプローチ」とは「胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を時間経過に伴って捉えた健康づくり」と説明されています。

これまでの鴨川市の第3期計画では、乳幼児、青壮年期、高齢期等の人の生涯における各段階、いわゆる「ライフステージ」に応じた施策を進めてきました。これらについては、改めて課題やリスクを勘案して推進していくとともに、次の計画では、「こども」「高齢者」「女性」の3つのライフコースに着目した健康づくりを重点としていく予定です。

6ページについては、地域福祉分野ですので、参考にお読みいただければと思います。

続いて、資料7ページ、「5 計画の構成（案）」です。ただ今、説明しました基本的な方向に合わせ、右側に四角で囲ってあるライフコースの考え方や環境づくりを追加する形で構成を考えています。第1部が「総論」という形で全体の計画、第2部が健康分野、第3部が福祉分野という構成になっています。こちらについても、国や県、先ほどの方向性などを合わせて決めていく形になるかと思っています。

続いて、8ページをご覧ください。第6期計画については、令和8年度から令和12年度の5か年の計画となります。他の関連する計画の状況は表のとおりとなっています。特に、市の最上位計画である総合計画は令和8年度からの計画で、現在同時進行で策定に当たっています。この次期総合計画を踏まえつつ、本計画も策定を進めていく形になるかと思っています。

続いて、資料1－4「今後のスケジュール（案）」について説明します。8月から来年3月まで各項目の予定が示されていますが、来年3月までで本計画を策定する予定です。「現状分析・課題把握」、「地域ニーズ・課題把握」など段階的に進め、本日を含めて計4回、委員の皆さま方からご意見を頂く会とさせていただきたいと考えています。このうち次回の10月と12月については、福祉課が所管する地域福祉推進会議との合同会議を予定しています。なお、4回の会議の主な内容については、スケジュール欄の下段の表にそれぞれ示してありますので、参考にいただければと思います。委員の皆さまには度重なる会議で大変お手数をおかけしますが、ご協力をお願いします。

最後に、資料1－5「策定のための関係団体インタビューの協力について」をご覧ください。資料は、依頼文の案、裏がインタビューの内容の案、そして前回の協力団体の一覧となっています。こちらは前回第3期計画の策定時も各関係団体にインタビューを行い、回答いただき策定の参考とさせていただきました。ご協力をお願いする各団体については、これから詳細を詰めていき、次回の会議までにインタビューを実施したいと考えています。委員の皆さまのほうでもご協力いただける団体、また心当たりの団体がありましたら、事務局のほうまでご意見いただければと考えています。

以上で説明を終わります。

村永会長：ただ今、事務局から議件（１）第４期鴨川市健康福祉推進計画の策定についての説明がありました。委員の皆さまから、ご意見等ありましたらご発言をお願いします。

唐鎌委員：オーシャンスポーツクラブ及び公民館に携わっていた関係で、今後、計画するために考えてほしいことがあります。健康づくりが中心となりますが、公民館の主催教室でハイキング等に来るお年寄り是非常に元気で、平気で、連日 10 km 歩いております。スポーツ推進委員の総会で村永会長からロコモティブシンドロームの話を聞いて、公民館の主催教室で鴨川市の運動公園で歩いた後に筋力トレーニングをする「いきいき貯筋」を計画しました。これはロコモティブシンドロームにならないために非常にいいと講演を聞いていて参考になりました。公民館とスポーツ振興課に声をかけて協力していただき、二十数名が参加されて前期に４回教室を開きました。今まで公民館は単独で行うことが多かったのですが、単独だと行き詰まってしまうのです。今年、公民館長さんが非常に協力的で、全体の計画を見て、主催教室が重ならないように各公民館に割り振って計画したのです。９月１日の公民館の主催教室などを見てみると、申し込みやすい方向になっています。公民館だけではなく行政の他の課と合わせて行くと、非常に効果的であることがわかってきました。前期で終わる予定でしたが、「続・後期いきいき貯筋」を計画しています。村永会長が講演されたときに、保健所の方がロコモティブシンドロームの測定や説明をされていたので、「いきいき貯筋」でしていただくようお願いしたところ、保健所、健康推進課、スポーツ推進委員の皆さんにも協力いただけたとのことで、横のつながりを多く持つことができました。

何をするにしても健康づくりというのは、単独でするより、いろいろな人たちの協力を得てするほうが効果的だと常々考えています。健康推進課等の方に今後の計画でお願いしたいことがあります。広報に掲載される９月の公民館の主催教室を見ていただくと、非常に多くの健康づくりに関する内容があります。例えば、30～40名の元気な高齢者が乗っているバスで、健康についての話をしていただくとか、高齢者の方と一緒に歩いてコミュニケーションを取るとか、課を越えたところに出向いて、健康づくり等の説明や何かを行っていただくと非常に効果的なのかと思っています。公民館は健康づくりに関しての活動をいろいろ行っていますので、ぜひ、それをうまく使っていただければと思っています。こういうことを行っているのですかということがあれば、生涯学習課の唐鎌、もしくは東条の松本に電話していただければ、ぜひ、協力していきたいと思っています。

村永会長：非常に具体的なお提案をいただき、ありがとうございます。他にありませんか。

事務局：大変貴重なご意見、ありがとうございます。健康推進課でも地域のサロン等に出向いて健康についての講座を行っているところです。今後、公民館の活動に限らず、地域に出向いてそういう講座を開いていきたいと思っています。また、健康については運動が大切ということが皆さんの共通の認識と思っており、特に歩くという行為は本当に大事ななことかと思っています。そういったものも計画の中に盛り込んでいくことができればと考えています。

村永会長：他はいかがでしょうか。私から１点、確認させてください。事前資料を見せていただきま

したが、いろいろな計画の実施があつて、課題なども挙がっていたかと思います。その課題自体が次の計画に入っていくものなのか、むしろ順番が逆のほうが計画につながったのかと思うところもあります。課題の話はこの後に出てくるのでしょうか。

事務局：後々の議件の資料でもお示ししていますが、課題が今後につながらなければ計画の連続性がなくなってしまいますので、課題の解決に向けてどういうことを行っていくかというところが計画に盛り込まれるものと認識しております。

村永会長：例えば今の唐鎌委員の話も、交通の便や男性の参加が少ないなどの課題が挙がっていたと思いますが、男性を呼び込むとか、体育館等を使うことで参加者を募っていくとか、今まで施策の中で上がった課題と今の話もリンクするところがありました。改めて次の議題の中でも出てくれば、それも検討材料になるという理解でよろしいでしょうか。

事務局：ご認識のとおりです。

村永会長：ありがとうございました。委員の皆さまから他になれば、後ほども同じ議題が出てくると思いますので、改めてよろしくお願いいたします。

それでは、議件（１）第４期鴨川市健康福祉推進計画の策定について、ご承認いただけますでしょうか。

（異議なし）

村永会長：異議がないとのことで、ご承認いただけたものと認めます。

それでは、次の議事に移ります。

（２）令和６年度保健事業実施結果について【資料２】【資料２－２】

事務局（健康推進課）：お手元に「たいようくん」が表紙になっている資料２「令和７年度健康づくり推進協議会第１回会議」をご用意ください。７ページからの「Ⅱ 第３期鴨川市健康増進計画に係る施策・事業の実施状況」が資料となります。冊子の１ページからの「Ⅰ 鴨川市の健康概況」と、資料３「令和６年度保健事業実施状況」については、時間の都合もありますので、後ほど参考としてご覧ください。

資料２に沿い、令和６年度の各事業のうち、新規事業、事業の実施方法に変更があった点など、また前年度実績との乖離が大きいところを主に説明いたします。また、議件２及び議件３における資料説明については、令和６年度から鴨川市子ども家庭センターが開設されたことから、事業により担当部署が異なります。子ども家庭センター担当の部分は子ども家庭センターの鈴木センター長が、健康推進課担当の部分は私が、それぞれまとめて説明します。資料のページ順どおりの説明とならない部分があるかと思いますが、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。それでは、子ども家庭センターが所管する事業から説明させていただきます。

事務局（子ども家庭センター）：子ども家庭センター所管事業の令和６年度の実施状況について説明

いたします。説明の前に、次第に記載もなく資料もありますが、鴨川市子ども家庭センターについて、少しお伝えします。

ふれあいセンターの東側にありました「ふれあいデイサービス」が休止となり、それ以降、空いていました。その場所を令和5年度に改修を行い、全ての妊産婦、子育て世代、子どもへの一体的な相談支援を行う機関として、健康推進課から母子保健業務を、子ども支援課から児童福祉業務を移管し、令和6年4月1日に開設しました。

鴨川市子ども家庭センターは、業務の部分と施設の部分の二面性があり、母子健康手帳の交付や乳幼児健診などの業務はもとより、保護者同士の交流スペースとなる「プレイルーム」や各種相談を行う「相談室」などを設け、トイレにもおむつ交換台を設置するなど、来館された親子への対応が一体的かつスムーズに行える施設となっています。

参考までに、令和6年度の1年間の「プレイルーム」への来館者は、大人と子ども合計、延べ2,668人となっています。

本題に戻ります。資料2の7ページをお開きください。「Ⅱ 第3期鴨川市健康増進計画に係る施策・事業の実施状況」の「1 ライフステージに応じた健康づくり」の中で、子ども家庭センターが所管する事業の「(1) 妊娠・乳幼児期の健康づくりの推進」から説明します。

この項目は、例年、法に基づき実施している妊婦・乳児・幼児に対する各種検診と相談支援などですが、将来の人口にも大きな影響を及ぼす妊娠や出産の部分に目を向けますと、8ページの中段よりやや上に記載があるとおおり、令和6年度の母子健康手帳の交付件数は141件と、令和2年度の188件と比較すると47件も低く、過去5年で一番低い数字となっています。

他方、ハイリスク妊婦数の37人は令和5年度並みの数字ですが、母子健康手帳交付件数からの割合でみると少々高くなり、26.2%となります。さまざまな事情を抱える妊婦さんは、いつも一定数はおりますので、数字の高低にこだわることなく、個々のニーズに合わせ、保健師や助産師によるきめ細やかな支援を行っているところです。健康教育については、さまざまな分野との連携を密にし、課題を共有しながら行っています。

パパママ学級への父親の参加率も増加していることなどを踏まえ、妊婦を支えるパートナー向けのカリキュラムの充実を図るとともに、離乳食の相談についても、「赤ちゃんデー」や「はかってみよう」などのイベント時に加え、乳児健診時にも実施しています。

9ページに移ります。令和6年度から事業内容を拡充しました「産後ケア事業」は、出産後1年以内の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図る事業です。安房管内の医療機関様と連携しながら、令和6年度の実績は、短期入所型の利用が延べ1件、居宅訪問型の利用が延べ7件となり、デイサービス型の利用はありませんでした。これらについては、引き続き周知に努め、多くの方にご利用いただけるよう取り組んでいきたいと考えています。

また、産後ケア事業の一環として令和6年度から事業を開始した「産後骨盤ケア事業」は、医師や助産師などから骨盤底筋のケアに関する助言や、理学療法士からトレーニングを受けるとともに、母体の健康相談や医療機関の外来受診の支援を行う事業です。令和6年度は、年間8回実施し、延べ38人の産婦さんの参加をいただき、多くの皆さまから好評を得ることができましたので、引き続き、事業の周知に努めながら取り組んでいきたいと考えています。

9ページ下段の「特定不妊治療助成事業」は、令和4年4月1日から特定不妊治療が保険適用となり、千葉県特定不妊治療費助成事業が終了しました。それを受けて、令和6年10月18

日で当市の事業も廃止しました。

続いて、「出産・子育て応援事業」ですが、令和4年度末から事業が開始され、国の出産・子育て応援交付金を活用し、妊娠届を提出する妊娠期、妊娠8か月前後の妊娠後期、さらには、出生届を提出する出産期において、保健師等が妊婦や産婦に面談やアンケートを実施し、さまざまなニーズに合致した支援へつなぐとともに、経済的支援として、令和6年度は、出産応援給付金の5万円を149件、子育て応援給付金の5万円を151件支給しました。

続いて、13ページの数値目標をご覧ください。3歳児健診の受診率は、令和5年度から2%弱増加した反面、乳児健診と1歳6か月健診の受診率は、令和5年度から減少していますので、令和7年度は3つの健診の受診率の増加を目指します。なお、健診の未受診者については、健診以外の面談や訪問などで、全ての乳幼児の把握及び安全確認は行っています。

最後に、45ページから48ページには、歯と健康づくりの内容を載せています。この事業は、歯の健康についての啓発、乳幼児期・学童期からのむし歯予防の推進、フッ化物洗口による、むし歯予防対策の推進を掲げ、特にフッ化物洗口は永久歯のむし歯予防対策として、4歳から中学3年生までの希望者に実施し、本市の子どもたちのむし歯予防に大きく貢献しています。また、市内認定こども園に在園する4歳園児を対象に実施するむし歯予防教室や、小中学校における歯磨き教室も実施し、歯の健康の大切さを学ぶ健康教育などと合わせ、引き続き、子どもたちのむし歯予防や、歯周疾患予防に努めてまいりたいと考えています。

以上で、子ども家庭センター所管事業の説明とさせていただきます。

事務局（健康推進課）：続いて、健康推進課担当事業の説明をさせていただきます。

はじめに、16ページ、「(3) 成年・壮年期の健康づくりの推進」についてです。実施事項の中ほどにあります、長年、ウォーキング事業等を実施してきた鴨川ヘルスサポーターの会ですが、令和2年度以降の新型コロナウイルス感染症による活動自粛を機に参加者が減少し、活動継続が困難となって、資料で0が続いています。残念ながら会員の減少、会員の高齢化等の理由により令和6年度に会が解散し、ウォーキング事業等がなくなった状況です。ただ、今後については、唐鎌委員からもご提案がありましたので、市のさまざまな部署といろいろな形で連携して、事業が進められればいいと考えています。

続いて、17ページをご覧ください。「6年度重点事項」の「(2) 各種検診の受診率、精検受診率の向上」についてです。特定健診では、ソーシャルマーケティングを活用した受診率向上事業を業務委託により長年継続しています。令和6年度は、新たにショートメッセージによる集団健診の予約勧奨を行い、予約率の向上につなげています。

同じく「6年度重点事項」の「(3) 特定保健指導利用率の向上」ですが、特定健康診査会場において、腹囲・BMI・服薬状況等から特定保健指導の必要性の高い受診者に対して、そのまま会場で初回面接を行うという分割面接を実施しました。このことにより、昨年度11.4%だった保健指導実施率が、26.4%まで、大幅に増加しています。健康意識の高まりがある健診会場で面接を実施したことが効果を上げたものと認識していますので、引き続き行っていきたいと考えています。この特定健診、特定保健指導の2点については、27ページからの「2 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底」にも重点事項として記載されていますので、後ほどご覧ください。

続いて、19ページをお開きください。「(4) 高齢期の健康づくりの推進」です。高齢者に対

する介護予防の事業となります。少しずつですが、各地区における高齢者サロン等の活動がコロナ前の状況に戻りつつあり、高齢者の外出の機会は増加傾向にあります。20 ページの「健康教育、健康相談」の表をご覧ください。一般社団法人ウェルネススポーツ鴨川のノウハウを活用し、各地区のサロン活動の支援を実施した結果、令和6年度は令和5年度に比べて回数、参加者数ともに大幅に増加しています。ただし、参加者数については、新型コロナウイルス感染症による自粛前の半分程度であり、引き続き皆さまのご協力を得ながら各地区サロンの活性化に努めてまいります。

続きまして、24 ページをお開きください。「(5) 感染症対策の充実」ですが、ここについては、国の方針が変わった内容を説明します。実施事項の中ほど、令和4年より開始された子宮頸がん予防のヒトパピローマウイルス感染症予防接種について、積極的な接種勧奨が差し控えられていた世代への接種、いわゆるキャッチアップ接種は、令和6年度末まで行う予定だったものが、6年度夏の大幅な需要の増大により接種を希望しても受けられなかった方がいたことから、令和7年度末まで条件付きで接種期間が延長となっています。

また、令和6年度より新型コロナウイルス感染症予防接種がB類疾病となり、65歳以上を対象として定期接種化されています。高齢者肺炎球菌予防接種についても、令和5年度末で、特例措置による節目年齢での接種対象が終了し、令和6年度からは65歳の者が対象となっています。こちらも国の方針で要領が変わっていますので、健康推進課で対応しているところです。

続きまして、27 ページをお開きください。「2 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底」については、大きく分けて「各種検（健）診体制の充実」、「保健指導、フォローアップの充実」の2点を実施する事業です。各種健診の受診者数と受診率については、コロナ禍前の状況には戻っていない状況です。受診率の向上に向けた取り組みについては、令和6年度より、6月、7月の総合検診と同時に行なっている各種健診について、受診者の生活スタイルや利便性を考慮し、完全予約制を導入しています。予約については、大きな混乱もなく継続できていると感じています。

続いて、「4 身体活動による健康増進」です。37 ページの「6年度重点事項」にある「かもがわ健康ポイント」について説明します。昨年の会議で説明しましたとおり、6年度、大幅な見直しを行いました。小学生まで対象者を拡大、市内のスポーツ団体、スポーツ関連企業との連携も拡大し、ポイントシートを携帯可能な名刺サイズのカードへ変更、そして、目標達成の期間を年1回から2回へ拡大など、見直しをしました。その結果、目標を達成し提出されたカードの枚数は586枚と、前年度のほぼ2倍となっています。また、令和元年度には150人の参加者が、令和6年度にはご家族での参加も含めて444人と大幅に増加しました。この健康ポイント事業についても、健康意識の向上という点から引き続き進めていきたいと考えています。

最後に49 ページをお開きください。「8 地域連携・協働による健康をささえる基盤づくりの推進」です。なお、先ほどの「かもがわ健康ポイント事業」につきましても事業として再掲されています。

表の下段にある「看護師等修学資金貸付制度」について説明します。本制度は、安房地域における看護師不足解消のため、平成23年度より修学資金貸付制度を創設し、市内在住者の看護系学校への進学を促進することにより、看護師等を確保し、地域において提供される医療サービスの質と量の確保を図ることを目的としていました。事業目的はある程度達成されたとの判断をもって、令和7年3月末をもって廃止する方向を前回お示したところです。しかしな

がら、委員皆さまのご意見として、いわゆる数字上の充足率と現場の感覚には大きな差があり、看護師の業務負担の増加や業務範囲の拡大等、いろいろな問題があることなどを伺いました。また、市内の養成施設の入学者が激減したこと、将来的な看護師の充足状況が不透明なこともあり、令和7年4月から令和10年3月末まで、3年間の延長をしております。本事業については、引き続き情報収集と検討を行なっていく予定です。

以上、議件2の「令和6年度保健事業実施結果について」のご説明とさせていただきます。事業内容も幅広く、変更があった箇所など一部の説明となってしまいましたが、委員の皆さまより積極的なご質問やご意見を頂戴できればと思います。

村永会長：ただ今、事務局から議件（2）令和6年度保健事業実施結果についての説明がありました。委員の皆さまより、ご意見等がありましたらご発言をお願いします。

私から1点。以前、この会議の中でもいろいろ提案させていただいた内容が新年度に向けて、どんどん取り込まれていると実感しています。そういうところも含めて、鴨川市も結構やる気を持ってやってくれていると思っているところです。委員の皆さまもいろいろな意見をこの場で出していただいたほうが、新しい計画にいろいろなアイデアを盛り込んでいただける、非常に貴重な場ではないかと思いますので、ぜひ、自由にご意見等をいただければと思います。

渡邊委員：先ほど、看護師等修学資金貸付制度を令和10年まで延ばしていただけるとの話を伺って、本当によかったと思っています。現場の肌感覚と数値、過去の声などにそれぞれ差があるようですが、10年後には介護力と高齢者率は逆転します。恐らく東京より10年早く起きると思っています。そうなってくると東京より早く準備する必要があります。また、看護師、補助者、介護者などは教育が必要になります。実施設においては介護力が不足し、日本人だけではカバーしきれない状況が既に起きています。これまでも外国籍の業者を入れていて、昨年度は、特定技能の介護で入ってこられたミャンマーの方9名が、5年以内に介護福祉士の資格を取らなければ母国に帰らないといけませんが、それが通れば日本での介護力、働き人として継続できるのではないかとされています。術後の患者さんは介護も必要ですし、帰った後も介護というケアを受けないとなかなか暮らせません。そういったところで、今年、36人を補填しないと成り立たないという現場状況があることを情報提供させていただきます。

事務局：大変貴重なご意見ありがとうございます。看護師不足に限らず、労働者人口の減少は行政としても大変重く受け止めています。手元にある鴨川市の人口ビジョンでは、あくまでも予測ですが、2030年には28,431人、2045年には23,257人と人口はどんどん減少の一途をたどっており、高齢者自体も既に減少しています。特に、労働者の人口が減っていることは非常に重く感じています。話があったとおり、現状、日本人だけで支えるのは不可能であり、実際に介護職や福祉職を希望される方が海外から多く来られています。行政としても、今後どのような形の支援が望ましいのか検討しながら対応していきたいと考えています。

村永会長：今、実際に市として、海外の方々の受け入れについて動きがあるのですか。

事務局：海外から入ってきた方については住民登録し、その後のケアは協働推進係が国際交流協会と

一緒になって行いますが、積極的に海外から連れてくるなど、入ってくる部分は行っていません。

村永会長：少し海外の方が増えていたと思いますが、そういう方々はどのようなところに入られているのですか。

事務局：知る限りでは、海外から来る方の多くは研修生として毎月入っては出ていき、入っては出ていきで、日本のことや日本語を勉強する方が大体 50 人程度います。あとは永住者が増えてきています。いろいろな在留資格で鴨川に入ってきて、10 年程度、年金を払い、税金保険料の滞納もなく、きちんと生活をしている方は永住者になれるということで、全体の 3 分の 1 くらいが永住者になってきています。今、鴨川市の人口構造は、65 歳以上が 39.9%と聞いていますが、外国人は 3%か 4%、就業で入っている方が主ですので、若い方が多いと認識しています。半分は仕事で入ってきて 3 分の 1 くらいが永住され、何年かすると帰っていく人、ここで研修を受けて他のところで就職する人がいます。あとは専門学校や鴨川令徳高校の留学生が合わせて 100 人くらいかと想像します。それで大体 850 人くらいです。

村永会長：健康づくりを進めていくうえで、支える人たちや労働者が高齢化になってきて、参加者も少なく、それを支える人たちも少なくなってきました。この計画を本当の意味で推進していくための人づくりをどういうフェーズで捉えていくのか、それは健康だけの問題ではないと思いますので、より全体としての取り組みが期待される場所かと思っています。

谷地委員：食育では、小学生と保護者を対象に親子食育教室を毎年開催していました。コロナ禍以降、学校からの依頼等が減ってしまい、残念な思いをしています。親子で食育をすることで、食べ物に感謝する心や料理ができる力を伝えていきたいと考えていました。これから先、子ども家庭センターの方と連携して、そういう取り組みができればいいと考えています。

村永会長：子ども家庭センターからコメントいただけますか。

事務局：子ども家庭センターは子ども支援課の部署ですので、子ども支援課からお答えします。子どもに関しては、福祉も健康のほうも世の中で取り上げられることが非常に多くなっていて、身近では認定こども園や小中学校と連携しています。健康についても健康推進課の保健予防係とともに、いろいろアイデアを出し合い、また地域の皆さまからご意見を伺いながら、何か進めていければと考えますので、今後ともよろしくお願いいたします。

村永会長：今の意見に加えて、健康づくりというのは、食事や運動などを子どものときから習慣化させる必要があり、家庭の中や学校教育でも非常に大事になってくると思うのです。特に担い手が少なくなってくれば、既存でベースとなっている学校教育などで、しっかり支援していく、教育をしていく動きは非常に大事と思っています。昨年までスポーツ障害の子のメディカルチェックの授業をさせていただいた中で、学校教育の一環として運動指導やストレッチの指導をしていました。それと同じように食事のことや運動のことを、小さな子どもは親子で一緒にと

か、教育の中に入れ込んでいくことは、学校教育として可能なのかも含めて検討いただけないかと思います。

石井委員：小中学校長を代表してお話しさせていただきます。学校のほうは全体的に言うと、食育、体育、基本的な生活習慣というところが健康に絡んでいるのかと思います。確かに、以前に比べると親子食育教室などがコロナ以降実施されていない部分がありますが、給食センターと連携して食育を進めるなど、学校の中では食育、体育が力を入れている部分です。

現在の課題として、基本的な生活習慣の中で、寝る時間が遅く、起きる時間が遅くなるという子どもの睡眠時間について、現場ではかなり問題になっています。その原因の1つは、目や脳という部分にも絡んでくると思いますが、やはりメディアです。子どもは、ゲームやSNS、YouTubeなど、学習でもそういう機器を使っているうえに、娯楽の部分で使っている時間が多いのではないかと、学校現場でも調べてどうしていくかということに取り組んでいます。

もう1つが姿勢で、床に足を付けて背中を伸ばしてということを指導していますが、意識はしていてもそういう姿勢ができない子が増えてきています。学校でも特に低学年の体育で体幹を鍛えるとか、家庭でも食事や本を読むとき、ゲームをするときなど姿勢に気をつけるよう啓発しています。

歯の健康については、他市でも務めていましたが、鴨川の子どもたちは県の中でも一段抜けてすばらしいと思っています。いろいろな家庭の子どもさんがいて、学校だけで子どもさんを見たり、家庭を支えたりするのは難しいので、子ども支援課等と連携しています。例えば、小さいころに健診に行っていなかったとか、歯が全くなくなるのは命に関わるということも含めて、治療してほしいけれども、今は治療をさせることが難しい家庭がたくさんあります。先ほどの睡眠時間も関わりますが、保護者が朝起きられない、朝ご飯を食べる習慣がないことからお子さんの時間がずれてしまう、また、排尿、排便についても、ある程度の年齢になればやれているところを見てあげることが難しい家庭が増えていきます。学校も目の前の子どもたちの教育という部分と親御さんたちへのケアという部分で、学校以外のところと連携させていただかなければやっていけない状況です。

病院の先生方も個人情報等があって難しいところはありますが、お子さんと親御さんだけではうまく伝わらない部分を学校と病院で支え合い、子どもの様子を把握したうえで育てることに対して連携し、鴨川市の医療とつながっている部分がとても大きいと感謝しています。

事務局：学校教育課です。食育については、昨年度まで鴨川市内の小学校に勤めていましたので、子ども支援課や健康推進課、食育推進協議会の方々に非常にお世話になりながら進めていました。親子食育教室も盛んに行っていましたが、コロナ禍や、最近は非常に暑い中で、家庭科室にエアコンがない状況があり、時期的なもので躊躇している学校もあるのかと考えています。食育については、どの学校でも年間指導計画があり、養護教諭を中心にどの学年でも発達段階に合わせて食育をしていくという計画があります。今まで行ってきた実績があるので、今後、元に戻るのではないかという思いはあります。このことについては校長会議などでも伝えていきたいと思っています。

村永会長：いろいろな職場と連携して取り組んでいくことが求められると思いますので、ぜひ、そう

いう連携ができるような体制を、この計画の中にもしっかり入れていただきたいと思います。

金井副会長：東条病院で認知症疾患医療センター長もしていますが、鴨川市人口減少の中で、高齢化率は40%に迫っていて、これからさらに上がっていく状況にあります。2030年まで、この安房地域の認知症の患者さんは増え続けていく試算になっており、まだまだ認知症の問題は課題として大きく、この地域の現象だと思います。

その中で、特に軽度認知障害やごく軽い認知症の状態で早期に発見し、それを進ませないようにすることが健康寿命を延ばすためにも非常に重要なポイントになります。その段階で、できるだけ認知症が進まないようにするためには、医療で薬を使うことらしいのですが、それ以上に大事なのが普段の生活の過ごし方です。ある程度、社会との関わりをつなげるために介護保険サービスを使って、デイケア、デイサービスを勧めますが、その辺は医療と介護の連携がすぐに取りれる形になっています。ただ、軽度認知障害や軽い認知症の状態の方はデイケア、デイサービスの雰囲気になじめずに、なかなか行けないのです。そこで大きな役割になってくるのが高齢者サロンですが、高齢者サロンを勧めていこうとしたときに、現段階では医療者とサロンの連携がないので、個人でサロンを探してみ、聞いてみるという形になるのです。医療・病院側とサロン系がスムーズに連携が取れるような形をつくっていただけると、軽度認知障害やもっと軽い認知症の方をスムーズに社会の中で孤立させないようにできるのではないかと考えています。その橋渡しとしては、行政の担当者と医療関係者がもう少しコミュニケーションを取れるようなシステム、体制づくりができればいいと考えています。

村永会長：一体化計画というのものもあるかと思いますが、やはり、お互いが専門的に行っていることをどうつないでいけるかというのは、まさにこの場の役割なのだろうと思いますので、ぜひ、その辺りも検討していただきたいと思います。

川崎委員：去年の冊子と今年の冊子を読み比べると、表現が付け加えられたところもあって非常にわかりやすく、去年、少し言ったことも書き添えていただいていると思います。

先ほど、石井委員が言われていましたが、鴨川市は小学校高学年や中学生が昔と比べて雲泥の差でよくなっていて、千葉県内でもトップクラスです。本当によかったと思っています。数年前から3歳児のむし歯の数を減らしましょうということでやっています。資料3の36ページに、「3歳児でむし歯がある者の割合：県内で54/54位となっています」と書いてありますが、3歳児のむし歯がない者の割合を80%以上にするという目標値があり、達成できていますので、こういう数値に一喜一憂する必要はないと思っています。本当に3歳児のむし歯の数を劇的に減らしたいのであれば、県内で既にベスト5、ベスト10に入っているところに「何をしていますか」と聞いてみるといいと思っています。常時、上位に入っているところはないのではないかと考えていますが、鴨川市の12歳児、または中学生の数値は悪くてもベスト10くらいに入っているのです。学校の先生や養護の先生のご協力があると思います。普段も学習指導や講話など、いろいろしていただいて頭の下がる思いなので、これからもよろしくお願いいたします。

村永会長：他にご意見等はありませんか。

では、議件（２）の令和６年度保健事業実施結果について、ご承認いただけますでしょうか。

（異議なし）

村永会長：ありがとうございます。それでは、ご承認いただいたものと認めます。

続いて、議件（３）に移ります。

（３）令和７年度保健事業実施状況について【資料２】

事務局：先ほど同様、資料２をご用意ください。52 ページからになりますが、例年に引き続き、継続的に事業を実施していくもの、また、先ほどご説明させていただいた内容と重複する部分もありますので、本年度の重点施策について、特に、例年と変更がある新たな取組についてなどを説明させていただきます。また、先ほどと同様、子ども家庭センター、健康推進課の順にご説明させていただきます。

事務局（子ども家庭センター）：それでは、令和７年度の子ども家庭センター所管事業に関する重点施策に関して説明させていただきます。

52 ページをご覧ください。「１ ライフステージに応じた健康づくり」のうち、「（１）妊娠・乳幼児期の健康づくりの推進」は、基本的には令和６年度の事業を継続しますが、「育児支援体制の充実」、「関係機関との連携体制の構築」、「妊娠から出産・育児まで切れ目のない支援体制の充実」、「妊産婦への伴走型支援と、経済的支援の一体的実施」の４点を掲げています。この中で、令和６年度までは、出産・子育て応援事業として実施されていた妊産婦への支援は、令和７年度から事業の名称が変更されましたが、事業内容に大きな変更はなく、妊産婦への伴走型相談支援と経済的支援は引き続き実施していきたいと考えています。

続いて、54 ページをご覧ください。一番下段の「７ 歯と口腔の健康づくり」も、令和６年度の事業を継続しますが、「むし歯予防及び歯周疾患予防の充実」と、「関係機関との歯科保健事業に関する共通理解の醸成」の２点を掲げています。この中でも、先ほどの事業報告で話しましたとおり、当市におけるむし歯予防対策は、千葉県内でも一定以上の効果が現れていることから、引き続き、フッ化物洗口やむし歯予防教室などを注力していきたいと考えています。

以上、子ども家庭センターの所管事業の説明とさせていただきます。

事務局（健康推進課）：続きまして、健康推進課担当事業の説明をさせていただきます。資料 52 ページの（２）からが健康推進課の所管部分になります。

基本的には、令和６年度の事業を引き続き行う形になりますが、まず、53 ページの一番上、「⑤食と身体活動の両面からの健康づくりの推進」の一番下、かもがわ健康ポイントの部分です。昨年、委員の皆さまからご意見、ご質問を頂戴しましたが、健康ポイント事業については、本年度の 10 月 1 日より電子システム化を行う予定で、スマホ等から健康ポイントを貯めて健康づくりに取り組んでいただくというものを準備しているところです。

続いて、53 ページの「（５）感染症対策の推進（予防接種対策）」です。①の一番下ですが、令和７年度から带状疱疹が定期接種という形で、65 歳以上の方、また 5 年ごとの節目年齢の方も対象となりますが、希望者が対象年齢を過ぎて接種の機会を失われないように周知徹底を進

めていきたいと考えています。

続いて、53 ページ、「2 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底」の「(1) 受診者の生活スタイルや利便性を考慮した検診体制の整備」についてです。本年度の総合検診は既に終わっていますが、基本の健康診査とがん検診を同時に受けたいというニーズがあり、今年度から基本の健診と同時に、結核・肺がん検診、大腸がん検診の2点は、10・11月の実施から6・7月の総合検診と同時期に実施するように変更しました。本年度、初めてのケースでしたので、いろいろな課題等が改めて浮き彫りになっていますが、引き続き、受診者が受けやすい環境づくりを進めていきたいと考えています。

令和7年度においての変更点は以上になります。以上で議件(3)の説明を終わります。

村永会長：議件(3)に関して、ご質問や追加説明等がありますでしょうか。

谷地委員：皆さまのお手元に置いてあるのは、6月の総合検診のときに市民の皆さまに対して減塩の啓発活動を行い、アンケートに答えていただいた方に配布したものです。これは、塩は1日何グラムにしましょうという書き方ではなく、書いてあるとおりにすると、自然と結果的に減塩につながるという書き方をしています。そういう取組をしています。

かもがわ健康ポイントカードについて、同じく総合検診時に普及活動をしたましたが、持っていない、知らないという人が結構多かったので、その点も含めた普及活動が必要かと思います。

村永会長：今のご意見に対して、何かコメントがありますか。

事務局：10月1日からはウェブサイトによる電子化も進めていきますので、市民の皆さまにより使いやすい健康ポイントにしたいと思っています。

村永会長：健康ポイントの電子化とは具体的にどういうものでしょうか。例えば、セミナーのようなものに出るとポイントが貯まるようにできるものなのか、自由度のあるものに展開できるような電子化なのか、それとも既存の延長線上でしかないのか、どちらでしょうか。

事務局：どちらかといえば後者で、既存のものを電子化にすると理解していただければと思います。ただ、今まで紙だったものが電子でできるようになり、いつでもどこでも、スマートフォンやパソコン等で、ご自身で入力できるという初めての試みでもありますので、まずは、そういう取りかかりということで行っています。

村永会長：いろいろなものが電子化になってきていますが、例えば今回のポイントの電子化に伴って、いろいろな団体等での取組もポイントの中に入れ込むことができれば、いろいろなところに参加しやすくなったり、SNSなども含めて情報共有になったりもします。個人的な意見ですが、既存のものをただ電子化するとなると、つながりはないかなというところがあります。できれば、いろいろなところとつながるような電子化を推進していただければ、新しいサービスもその中で付加していけるとと思います。ポイントには予算が必要なので、そこも一緒に議論していく必要があると思いますが、そこまで発展的に電子化になることを期待したいと思っています。

他はよろしいでしょうか。それでは、議件（３）令和７年度保健事業実施状況について、事務局から説明があったとおりに計画を進めていただくことでよろしいでしょうか。

（異議なし）

村永会長：異議がないとのことですので、ご承認いただいたものと認めます。

本日の議件は以上で終了となりますが、委員の皆さまから何かご要望等ありませんか。

ないようですので、以上で議事は終了とさせていただきます。本日は円滑な議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

事務局におかれましては、本日、皆さまからご提案された意見や提言を踏まえて、市民の健康づくりに取り組んでいただきたいと思います。それでは、進行を事務局にお返しします。

事務局：村永会長、ありがとうございました。本日頂きましたさまざまなご意見を市民の皆さまの健康づくりの推進に活かしていきたいと考えています。

6 その他

事務局：次回の会議は、10月22日（水）午後1時30分から、鴨川市ふれあいセンターの2階コミュニティホールを会場として、地域福祉推進会議との第1回合同会議を開催いたします。その後、午後3時から同じ会場にて第2回健康づくり推進協議会を開催いたします。1回目が計画の総論部分（共通部分）について一緒に協議していただき、2回目が健康分野の審議をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

7 閉会

鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領第7条第3項の規定により会議録の内容について確認しました。

令和7年10月23日

署名 唐 鎌 武 則